

特定地域型保育事業

確認指導監査基準(令和8年9月1日適用)

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

※本確認指導監査基準は、子ども・子育て支援法第46条第2項に基づき定めるものである。

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目 次

第1 一般原則	1
第2 利用定員に関する基準	1
第3 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意	2
2 正当な理由のない提供拒否の禁止	2
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	3
4 特定地域型保育提供困難時の対応	3
5 あっせん、利用調整及び要請に対する協力	3
6 受給資格等の確認	4
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	4
8 連携施設の設定	4
9 地域型保育給付等の額の通知	6
10 自己評価	6
11 第三者評価等	6
12 教育・保育給付認定保護者に係る区への通知	6
13 運営規程	7
14 勤務体制の確保等	7
15 利用定員の遵守	7
16 掲示	7
17 教育・保育給付認定の子どもを平等に取り扱う原則	8
18 虐待等の禁止	8
19 秘密保持	8
20 情報の提供	8
21 利益供与等の禁止	8
22 苦情解決	9
23 地域との連携	9

第4 利用者負担額の基準	
1 利用者負担額等の受領	10
2 上乗せ徴収	10
3 実費徴収	10
4 領収証の交付	10
5 教育・保育給付認定保護者の同意	11
第5 会計の区分	11
第6 保育に関する基準	
1 心身の状況等の把握	11
2 小学校等との連携	11
3 事故発生時の対応・事故の再発防止	11
4 緊急時等の対応	12
5 提供の記録	12
6 特定地域型保育の取扱方針	12
7 相談及び援助	12
第7 記録の整備	12

[凡例]以下の関係法令、通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年10月23日条例第21号「荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」	区確認条例

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第1 一般原則	1 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、荒川区(以下、「区」という。)、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。 2 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めているか。 3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関等との密接な連携に努めているか。 4 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための、責任者を設置する等必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	1 区確認条例第3条第1項 1 区確認条例第3条第2項 1 区確認条例第3条第3項 1 区確認条例第3条第4項	1 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっている。 1 小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校前子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めていない。 1 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関等との密接な連携に努めていない。 1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備、研修等の措置を講じていない。	C B B C
第2 利用定員に関する基準	1 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この基準において同じ。)の数は家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型及びB型の利用定員の数は6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業は1人とする。 2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、下記の地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、下記に記載の利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1)家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員	1 各事業ごとの利用定員が遵守されているか。 ・家庭的保育 1人以上5人以下 ・小規模A型・B型 6人以上19人以下 ・小規模C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型事業 1人 2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)において3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めているか。	1 区確認条例第37条第1項 1 区確認条例第37条第2項	1 利用定員が遵守されていない。 1 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)において3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。 1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、以下の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 <重要事項に記載すべき項目> (1) 運営規程の概要 (2) 連携施設の種類及び名称 (3) 当該連携施設が行う連携協力の概要 (4) 職員の勤務体制 (5) 利用者負担額 (6) その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項 2 特定地域型保育事業者は、上記1の規定による文書の交付に変えて、当該利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、区確認条例第53条第2項各号、及び第3項に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。 特定地域型保育事業者は、電磁的方法により上記1に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 電磁的方法のうち、特定地域型保育事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 3 上記2の規定による承諾を得た特定地域型事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、区確認条例第53条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び上記2の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	3 満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、小学校就学前子どもに係る利用定員を定めているか。 1 重要事項等を交付し説明を行い、同意を得ているか。 2 電磁的方法により上記1に規定する重要事項を提供しようとするときは、電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 3 上記2の承諾を得ずに、重要事項の提供を電磁的方法により行っていないか。	1 区確認条例第37条第3項 1 区確認条例第38条 1 区確認条例第53条第2項、第3項、第4項 1 区確認条例第53条第5項	1 満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、小学校就学前子どもに係る利用定員を定めていない。 1 重要事項等を交付し、説明を行い、同意を得ていない。 1 電磁的方法により上記1に規定する重要事項を提供しようとするときは、電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 1 利用申込者の承諾を得ずに、重要事項の提供を電磁的方法により行っている。	C C C C
2 正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく利用申込みを拒んではならない。	1 正当な理由なく、利用申込を拒んでいないか。	1 法第33条第1項 2 区確認条例第39条第1項	1 正当な理由なく、利用申込を拒んでいる。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	1 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。))は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この基準(区確認条例第43条1項に係る記載を除く))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。))は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 特定地域型保育事業者は、上記1及び2に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	1 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。))において保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。 1 満3歳以上限定小規模保育事業者において保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。 2 選考方法を事前に明示した上で、選考を行っているか。	1 法第33条第2項 2 区確認条例第39条第2項 1 法第33条第2項 2 区確認条例第39条第3項 1 区確認条例第39条第4項	1 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。))において保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考していない。 1 満3歳以上限定小規模保育事業者において保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考していない。 1 選考方法を事前に明示していない。	C C C
4 特定地域型保育提供困難時の対応	1 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、区確認条例第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	1 自ら適切な教育・保育の提供が困難な場合、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	1 区確認条例第39条第5項	1 連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。	C
5 あっせん、利用調整及び要請に対する協力	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 区のあっせん、調整及び要請に協力しているか。	1 区確認条例第40条第1項、第2項	1 区のあっせん、調整及び要請に対して協力できていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
6 受給資格等の確認	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する教育・保育給付認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認しなければならない。	1 受給資格等を確認しているか。	1 区確認条例第8条(準用)(区確認条例第50条)	1 教育・保育給付認定証により、受給資格等を確認していない。	C
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	1 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 また、必要に応じて、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	1 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	1 区確認条例第9条第1項、第2項(準用)(区確認条例第50条)	1 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っていない。	C
8 連携施設の設定	1 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。(下記2及び3において同じ。))は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この基準において同じ。)を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。下記3及び6において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。下記3及び6において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、区確認条例第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	1 連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保しているか。	1 区確認条例第42条第1項、第10項	1 連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
	2 区確認条例第42条第2項の場合において、特定地域型保育事業者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者を同条第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。) (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者	2 区確認条例第42条第2項の場合において、特定地域型保育事業者は、区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しているか。	1 区確認条例第42条第3項	1 区確認条例第42条第2項の場合において、特定地域型保育事業者は、区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保していない。	B
	3 区確認条例第42条第4項第2号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、区長が適当と認めるものを区確認条例第42条第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、区確認条例42条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。	3 区確認条例第42条第4項第2号の場合において、連携協力を行う者を適切に確保しているか。	1 区確認条例第42条第5項、第6項	1 区確認条例第42条第4項第2号の場合において、連携協力を行う者を適切に確保していない。	B
	4 居宅訪問型保育事業を行う者は、荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の区の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	4 居宅訪問型保育事業を行う者は、連携する障害児入所施設その他の区の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保しているか。	1 区確認条例第42条第7項	1 連携する障害児入所施設等を適切に確保していない(居宅訪問型保育事業者に限る)。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
9 地域型保育給付等の額の通知	5 事業所内保育事業を行う者であって、区確認条例第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、 同条第1項本文 の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。		1 区確認条例第42条第 8 項		
	6 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。	5 特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報を提供し、密接な連携に努めているか。	1 区確認条例第42条第 10 項	1 特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報を提供し、密接な連携に努めていない。	B
	1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。	1 保護者に対し、地域型保育給付費等の額を通知しているか。	1 区確認条例第14条第1項(準用)(区確認条例第50条第1項)	1 法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を保護者に通知していない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、区確認条例第13条第2項の 規定により 法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	2 特定地域型保育提供証明書を交付しているか。	1 区確認条例第14条第2項(準用)(区確認条例第50条第2項)	1 特定地域型保育提供証明書を交付していない。	C
10 自己評価	1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	1 区確認条例第45条第1項	1 自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。	C
11 第三者評価等	1 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に外部の者等による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	1 区確認条例第45条第2項	1 定期的に外部の者等による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていない。	B
12 教育・保育給付認定保護者に係る区への通知	1 特定地域型保育事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしているときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 保護者の偽りその他不正な行為について、区に通知しているか。	1 区確認条例第19条(準用)(区確認条例第50条)	1 保護者の偽りその他不正な行為について、区に通知していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
13 運営規定	1 特定地域型保育事業者は次に掲げる重要事項に関する規程（「運営規程」）を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担額その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（区確認条例第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	1 運営規程を定めているか。	1 区確認条例第46条	1 運営規程を定めていない。 2 運営規程に漏れがある。	C B
14 勤務体制の確保等	1 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制を定めているか。 2 当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育が提供されているか。 3 職員の資質向上のための研修の機会を確保しているか。	1 区確認条例第47条第1項 1 区確認条例第47条第2項 1 区確認条例第47条第3項	1 職員の勤務体制を定めていない。 1 当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育が提供されていない。 1 職員の資質向上のための研修の機会を確保していない。	C C C
15 利用定員の遵守	1 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 利用定員を遵守しているか。（やむを得ない事情がある場合は除く。）	1 区確認条例第48条	1 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っている。	C
16 掲示	1 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 重要事項の掲示をするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しているか。	1 区確認条例第23条（準用）（区確認条例第50条）	1 重要事項の掲示をするとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
17 教育・保育給付認定の子どもを平等に取り扱う原則	1 特定地域型保育事業者においては、子どもの国籍、信条、社会的身分等、又は費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。	1 差別的な扱いをしていないか。	1 区確認条例第24条(準用)(区確認条例第50条)	1 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的な扱いをしている。	C
18 虐待等の禁止	1 特定地域型保育事業所の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	1 区確認条例第25条(準用)(区確認条例第50条)	1 子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
19 秘密保持	1 特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、規定等の整備や雇用時の取り決め等、必要な措置を講じなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	1 業務上知り得た秘密は保持されているか。 2 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 3 個人情報の提供に関し、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	1 区確認条例第27条第1項(準用)(区確認条例第50条) 2 区確認条例第27条第2項(準用)(区確認条例第50条) 3 区確認条例第27条第3項(準用)(区確認条例第50条)	1 正当な理由なく業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしている。 2 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。 3 情報提供する際、文書により保護者からの同意を得ていない。	C C C
20 情報の提供	1 特定地域型保育事業者は、施設を利用しようとする子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、当該施設が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	1 当該施設が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 2 施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっていないか。	1 区確認条例第28条第1項、(準用)(区確認条例第50条) 2 区確認条例第28条第2項(準用)(区確認条例第50条)	1 当該施設が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。 1 施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっている。	B C
21 利益供与等の禁止	1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 当該施設を子どもや家族に紹介することの対償として、利用者支援事業者等に利益の供与をしていないか。 2 利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介することの対償として、利益の収受をしていないか。	1 区確認条例第29条第1項(準用)(区確認条例第50条) 2 区確認条例第29条第2項(準用)(区確認条例第50条)	1 施設を紹介することの対償として、利用者支援事業者等に利益の供与を行っている。 2 子ども若しくは家族を紹介することの対償として、利用者支援事業者等から利益の収受を行っている。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
22 苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、その提供した保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(下記では、「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	1 区確認条例第30条第1項(準用)(区確認条例第50条)	1 窓口を設置する等の苦情解決の仕組みを整備していない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、上記1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2 苦情の内容等を記録しているか。	1 区確認条例第30条第2項(準用)(区確認条例第50条) 2 区確認条例第49条第2項第4号	1 苦情の内容等を記録していない。	C
	3 特定地域型保育事業者は、その提供した保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めているか。	1 区確認条例第30条第3項(準用)(区確認条例第50条)	1 苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4 特定地域型保育事業者は、その提供した保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4 区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行っているか。	1 区確認条例第30条第4項(準用)(区確認条例第50条)	1 区が行う調査に協力していない。 2 区からの指導又は助言に対し、改善を行っていない。	C C
	5 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合には、上記4の改善の内容を区に報告しなければならない。	5 区からの求めがあった場合、改善報告をしているか。	1 区確認条例第30条第5項(準用)(区確認条例第50条)	1 区へ改善報告をしていない。	C
23 地域との連携	1 特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。	1 区確認条例第31条(準用)(区確認条例第50条)	1 地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めている。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
第4 利用者負担額の基準					
1 利用者負担額等の受領	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けなければならない。	1 利用者負担額の支払いを適切に受けているか。 2 法定代理受領を受けないとき、特定地域型保育費用基準額の支払いを適切に受けているか。	1 区確認条例第43条第1項 1 区確認条例第43条第2項	1 利用者負担額の支払いを適切に受けていない。 1 法定代理受領を受けないときに、特定地域型保育費用基準額の支払いを適切に受けていない。	C C
2 上乗せ徴収	1 特定地域型保育事業者は、区確認条例第43条第1項及び第2項に規定するの支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払いを教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しなければならない。	1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されているか。	1 区確認条例第43条第3項	1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されていない。	C
3 実費徴収	1 特定地域型保育事業者は、区確認条例第43条第1項から第3項までに規定するの支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用のみ当該費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定地域型保育事業に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けていないか。	1 区確認条例第43条第4項	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けている。	C
4 領収証の交付	1 特定地域型保育事業者は、区確認条例第43条第1項から第4項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	1 領収証を交付しているか。	1 区確認条例第43条第5項	1 領収証を交付していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
5 教育・保育給付認定保護者の同意	1 特定地域型保育事業者は、区確認条例第43条第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 使途・額・理由について、書面で明らかにするとともに、 区確認条例第43条 第4項の金銭の支払いに係る同意を除き、文書による同意を得ているか。	1 区確認条例第43条第6項	1 使途・額・理由について、書面で明らかにするとともに、 区確認条例第43条 第4項の金銭の支払いに係る同意を除き、文書による同意を得ていない。	C
第5 会計の区分	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 会計の区分はされているか。	1 区確認条例第33条(準用)(区確認条例第50条)	1 特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
第6 保育に関する基準					
1 心身の状況等の把握	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1 子どもの心身の状況などの把握に努めているか。	1 区確認条例第41条	1 特定地域型保育の提供にあたり、子どもの心身の状況などの把握に努めていない。	B
2 小学校等との連携	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、小学校又は他の特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう、子どもの情報の提供の他、関係機関と密接な連携に努めなければならない。	1 小学校又は他の特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう、子どもの情報の提供の他、関係機関と密接な連携に努めているか。	1 区確認条例第11条(準用)(区確認条例第50条)	1 小学校又は他の特定教育・保育施設等との情報の提供の他、関係機関と密接な連携に努めていない。	B
3 事故発生時の対応・事故の再発防止	1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、下記2に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生防止のための委員会を設置し、従業員に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、上記2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。 2 事故が発生した場合、速やかに区、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行い、必要な措置を講じているか。 3 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 4 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	1 区確認条例第32条第1項(準用)(区確認条例第50条) 1 区確認条例第32条第2項(準用)(区確認条例第50条) 1 区確認条例第32条第3項(準用)(区確認条例第50条) 区確認条例第49条第2号第5項 1 区確認条例第32条第4項(準用)(区確認条例第50条)	1 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない。 2 措置が不十分である。 1 必要な措置を講じていない。 1 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していない。 1 損害賠償を速やかに行っていない。	C B C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価 区分
4 緊急時等の対応	1 特定地域型保育事業所の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時に必要な措置を講じているか。	1 区確認条例第18条(準用)(区確認条例第50条)	1 緊急時に必要な措置を講じていない。	C
5 提供の記録	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	1 区確認条例第12条(準用)(区確認条例第50条) 2 区確認条例第49条第2項第2号	1 保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 2 記録の内容が不十分である。	C B
6 特定地域型保育の取扱方針	1 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき 保育所保育 指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	1 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行なっているか。	1 区確認条例第44条 2 区確認条例第49条第2項第1号	1 保育所保育 指針等に基づき、心身の状況等に応じた適切な特定地域型保育の提供を行っていない。	C
7 相談及び援助	1 特定地域型保育事業者は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等を的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	1 区確認条例第17条(準用)(区確認条例第50条)	1 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていない。	C
第7 記録の整備	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	1 区確認条例第49条第1項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ＜5年保存しなければならない帳簿＞ (1) 特定地域型保育の提供にあたっての計画(指導計画) (2) 特定地域型保育の提供の記録(保育日誌・園日誌) (3) 保護者の不正等に関する区への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録(苦情受付簿) (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(事故簿)	2 特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	1 区確認条例第49条第2項	1 特定地域型保育の提供に関する記録を5年間保存していない。	C